

新居浜工業高等専門学校における文部科学省電子入札システムの運用規程

平成18年9月26日規程第7号

最終改正 平成28年10月6日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における文部科学省電子入札システムの運用に関してはこの規程の定めるところによる。

(利用規程)

第2条 文部科学省電子入札システム利用規程（発注者用）に準ずる。

(運用基準)

第3条 文部科学省電子入札運用基準（発注者用）に準ずる。

(官職証明書)

第4条 文部科学省電子入札システムの官職証明書については、新居浜工業高等専門学校電子入札システム官職規程によるものとする。

(担当者の指定)

第5条 各官職証明書の担当者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、各担当者が都合により入札に出席できない場合には、各担当者が指名する者に委任することができる。

- (1) 契約担当役は、事務部長とする。
- (2) 入札執行・登録者は、総務課長とする。
- (3) 入札立会者は、総務課課長補佐とする。

(担当者の職務)

第6条 各官職証明書の担当者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 契約担当役は、契約締結を執行する原因となる行為を担当する。
- (2) 入札執行・登録者は、入札執行に関する行為を担当する。
- (3) 入札立会者は、入札執行の際に立会を行う行為を担当する。

(適用範囲)

第7条 適用の範囲は、本校における入札（見積もり合わせを含む。）のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事
- (2) 予定価格が100万円を超える設計・コンサルティング業務
- (3) 予算の執行に当たり、電子入札への参加が義務づけられている場合
- (4) 契約担当役が必要と認めた場合

(事務及び操作)

第8条 文部科学省電子入札システムに関する事務及び操作については、第5条に規定する各担当者が指名する者が行うことができる。

(その他)

第9条 その他運用に関し必要な事項は、第2条及び第3条の範囲内で本校において必要に応じて決定する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年10月6日 一部改正）

この規程は、平成28年10月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。